

広島県告示第二百四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第六条第一項及び第八条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十二年三月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地		土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
広島県山県郡北広島町南方地内		区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
出原（一七六八）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	区域の表示	出原（一七六八）	急傾斜地の崩壊
田中五〇四五（二二一九）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	区域の表示	田中五〇四五（二二一九）	急傾斜地の崩壊
田中五二九〇（二二一九）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	区域の表示	田中五二九〇（二二一九）	急傾斜地の崩壊
田中五三二六（二二二〇）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	区域の表示	田中五三二六（二二二〇）	急傾斜地の崩壊
田中五三四三（七六五三）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	区域の表示	田中五三四三（七六五三）	急傾斜地の崩壊
田中（七六五三）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	区域の表示	田中（七六五三）	急傾斜地の崩壊
田中（七六五三）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	区域の表示	田中（七六五三）	急傾斜地の崩壊
栗久五六九二（七六五八）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	区域の表示	栗久五六九二（七六五八）	急傾斜地の崩壊
栗久（七六五八）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	区域の表示	栗久（七六五八）	急傾斜地の崩壊
栗久（七六五八）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	区域の表示	栗久（七六五八）	急傾斜地の崩壊

区域の表示及び法第八条第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十四年政令第八十四号）で定める事項





根ノ谷川支川 (六〇一隣三)	土石流	次の図のとおり	根ノ谷川支川 (六〇一隣三)	土石流	次の図のとおり
上畑川(六〇三)	土石流	次の図のとおり	上畑川(六〇三)	土石流	次の図のとおり
上畑川(六〇三 隣一)	土石流	次の図のとおり	上畑川(六〇三 隣一)	土石流	次の図のとおり
上畑川(六〇三 隣二)	土石流	次の図のとおり	上畑川(六〇三 隣二)	土石流	次の図のとおり
上畑川(六〇三 隣三)	土石流	次の図のとおり	上畑川(六〇三 隣三)	土石流	次の図のとおり
上畑川(六〇三 隣四)	土石流	次の図のとおり	上畑川(六〇三 隣四)	土石流	次の図のとおり
上畑川(六〇三 隣五)	土石流	次の図のとおり	上畑川(六〇三 隣五)	土石流	次の図のとおり
上畑川(六〇三 隣六)	土石流	次の図のとおり	上畑川(六〇三 隣六)	土石流	次の図のとおり
上畑川(六〇三 隣七)	土石流	次の図のとおり	上畑川(六〇三 隣七)	土石流	次の図のとおり
上畑川(六〇三 隣八)	土石流	次の図のとおり	上畑川(六〇三 隣八)	土石流	次の図のとおり
根ノ谷川(六〇 七隣一)	土石流	次の図のとおり	根ノ谷川(六〇 七隣一)	土石流	次の図のとおり
根ノ谷川(六〇 七隣二)	土石流	次の図のとおり	根ノ谷川(六〇 七隣二)	土石流	次の図のとおり
根ノ谷川(六〇 七隣三)	土石流	次の図のとおり	根ノ谷川(六〇 七隣三)	土石流	次の図のとおり
根ノ谷川(六〇 七隣四)	土石流	次の図のとおり	根ノ谷川(六〇 七隣四)	土石流	次の図のとおり
根ノ谷川(六〇 七隣五)	土石流	次の図のとおり	根ノ谷川(六〇 七隣五)	土石流	次の図のとおり
下畑川(五六九 二隣一)	土石流	次の図のとおり	下畑川(五六九 二隣一)	土石流	次の図のとおり
下畑川(五六九 二隣二)	土石流	次の図のとおり	下畑川(五六九 二隣二)	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木整備部砂防課及び

広島県西部建設事務所安芸太田支所に備え置いて縦覧に供する。